

Title	欧洲平和の根本義 ( 上 )
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.8 (1916. 8) ,p.1109(73)- 1123(87)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160801-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160801-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 株式會社三井銀行

一積資  
立本 金貳千萬圓  
金八百四拾萬圓

○第拾四期(大正五年上半季)決算公告  
貸借對照表

諸内預金	壹貳參、七九四、壹六四、壹七
定期預金	六六、四貳壹、貳六九、〇九
通知預金	壹八、八六七、九參四、壹
當座預金	壹八、六六參、五壹壹、八
小口當座預金	壹八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
諸店爲替預金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
他店爲替預金	四、四九六、七〇七、五九九
外國取引店借	四、四九六、七〇七、五九九
假受借	四、四九六、七〇七、五九九
資本金	貳、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
前線金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
當期純益金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	壹五、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
諸内貸付	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
當座貸付	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
割引手形	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
外國引手形	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

株式及社債	四、五八壹、壹五〇、〇〇〇
他店爲替貸	參、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
外國取引店貸	參、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
假所建	參、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
地所建	參、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
營業用地	參、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
現在金及預金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
諸内譯金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
日本銀行其他預金	六、參七參、七七參、六四
合計	六、參七參、七七參、六四
當期純益金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
前線金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
當期純益金	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	壹、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

## 株式會社三井銀行

大正五年七月十八日  
東京市日本橋區駿河町壹番地

- 取締役社長 男爵 三井 高保
- 取締役 早川 千吉
- 取締役 池田 成彬
- 取締役 米山 梅吉
- 取締役 三井 守之助
- 監査役 團 琢磨
- 監査役 渡邊 專次郎
- 監査役 波多野 承五郎
- 監査役 三井 得右衛門
- 監査役 林 健

### 雜錄

#### 歐洲平和の根本義(上)

占部百太郎

「ラウンドテーブル」六月號には卷頭「平和の根本義」と題する四十頁の一大論文が掲出されて居る。書肆マクミラン社が一年四回發行する此雜誌の論説は悉皆筆者の名を缺いて居るけれど、一流の記者の手に成つたものが多いやうに察せられる。「平和の根本義」も筆者が何人であるか固より不明であるけれど、其の立論の正大にして、筆致の適勁なる眞に世界經濟の大文章たるを失はない。劈頭先づ今回の歐洲大戰が主義理想の争であることを述

第十卷 (二一〇九) 雜錄 歐洲平和の根本義

べ、次に普魯士傳來の軍國主義と聯合側の民治國の主義との到底相容る可らざる由來を叙説して居る。然し是等の事は從來屢唱道せられた説であるから之を割愛して、第三章の戰亂勃發を論じたる所から譯出することにした。

上 戰亂勃發まで

今回の歐洲大戰亂の根柢に横はる理想は、一方聯合側の自由なる民治國 (Commonwealth) に対する理想と、他方獨逸側の利己的獨逸民族的國家に對する夫れである。斯く云へば逆、交戰列國を截然色別けすることが出来ること云ふのではない。獨逸側にも自由を好みて、伯林の官邊に行はる、迷想を排斥する人士の少なくない事は明白である。之と均しく、世界を通じて其内政若くは外交に於て徹頭徹尾民治國の理想に隨て行動したる一個の國民だも見當らなかつたことは明白である。然も尙冷靜に考うれば、普魯士側

が專制政治の擴張の爲に戦ひ、聯合側が自由の爲に戦ひつゝあることは疑を容れざる所である。故に若し獨逸側が勝てば、歐洲の國民的自由は終を告げ、聯合側が勝てば、其れが確保されるであらう。

更らに、今回の大戦は主として西歐の民主的諸國が其理想に遵由して行動しなかつた故に勃發したのである。聯合諸國は國際間の問題をば法律の威力に訴へると云ふ自家の主義を眞劍に行はむと企てなかつたので、遂に普魯士をして現に歐洲の自由に對して夫の如き攻撃を加へしむるに至つたのである。若し聯合側が民治國の理想の爲に眞個の勝利を獲たいとならば、曾だ獨逸の侵襲を擯くのみならず、アスキウスが戦争の初頭に於て、聯合側の目的として述べたる「平等の權利の承認を基礎とした國際上のパートナーシップ」を永久的土臺の上に築くまで努力せねばならない。

然し若し平和回復後の決定否、歐洲の改造の基礎となる可き根本義をば適當に了解しやうとするならば、吾人は先づ如何にして今回の衝突が起つたか、之が起るに至つた兩方の側に於ける間違や、誤れる思想に就て少しく詳かに研究せねばならない。

二

普魯士自らが普魯士流の國家説の殆ど完全なる權化である。一世紀半以上に亘て、普魯士の人民は國家の利益の爲には飽くまでも不撓の忠義を盡す可く、其支配者の命令には無言に服従す可く統合せられ來りたる、國民と云はむよりは寧ろ軍隊であつたのである。ビスマルクは此國民的軍隊をば獨逸聯邦の統一に利用したのであるが、彼は新帝國を民衆的基礎の上に築かずして、國家の權威と其世襲的君主並びに君主等の配下に屬する強大なる軍隊をば其基礎としたのである。普通選舉に依る帝國議會は民衆政治

の外観を粧ふ可く設立せられた。然も其實獨逸は普魯士及びホーヘンツォレルン家の配下に於ける國王及び君公の同盟に過ぎない。獨逸の全權は世襲君主の代表者から成る聯邦參議院と、絶對的權威を用ひて聯邦の行政、外交、並びに陸海軍を指揮するカイゼル及び其大臣に集注せられて居る。獨逸は實に世界が曾て見ざる獨裁政治の國である。何となれば、其の臣民の心身を支配した從來の獨裁君主の力は、未だ曾て獨逸の夫れの如く強大なるはなかつたからである。ビスマルクの對外政策は以上と同一の主義に基いたのであつた。十九世紀の前半の間、協調の思想は歐洲の政治を支配した。歐羅巴は即ち一八一五年の條約に因つて定められた歐洲の公法を尊敬す可き共同の義務を承認する爲に結合したる諸國民の集團と看做されたのであつた。最初英、佛、露、墺、普五強國の會合を以て歐洲の漠然なる共同政府を設立せむとの企てがせら

れた。所が此思想は一八二三年に破壊された。と云ふのは神聖同盟に加入した反動派の諸強は民衆政治を壓伏せむが爲、此神聖同盟を利用したので、大英國は是等の行動に左袒することを拒絶したからである。其後も維納の條約は後年の修正殊に和蘭と白耳義の分離及び白耳義の中立決定と共に、歐洲政治組織の基礎となつて居た。歐羅巴は實際一種の公法制度を所有し、列國の平和と安全とは、一つに此公法の尊敬を強ゆる歐洲一般の決心に懸るものと認められて居た。パーマストンが一八三〇年白耳義の危機に際して述べて居るやうに、「吾人は諸條約の履行と並びに自國の利益の爲に他を蠶食せむとするが如き見解の否認を主張する外、歐羅巴の安全を庶幾す可からず。」

此協調制度はナポレオン三世の爲に弱くされたが、ビスマルクは之を粉齎して了つた。ビスマルクは普魯士をして獨逸聯邦から脱退せしめ

其の擴張したる無敵の陸軍を用ひて普國の政略の儘に獨逸を屈服せしめたのであるが、之と同筆法に依つて、彼は實際獨逸をして歐洲の協調から脱退せしめた。彼は一八六四年、同六六年、同七〇年の戦役に依て生じた新局面をば歐洲全體の條約に依て規定することを避けて、新獨逸帝國の基礎をば、其の一旦獲得したものは之を防衛し、而して歐洲に葛藤起る毎に自家の命する條件を課し得る武力の上に築いたのである。三國同盟の完成した一八八二年以後に於ける歐洲政治團體 European polity (若し此名に價するとせば)の基礎は、最早有ゆる國民が其支持を約束した諸條約中に具體したる公法制度を尊敬することではなくして、同盟若くは協商の合縱連衡——就中三國同盟が最も大なる最も重要なもの——に依て互に他を威嚇することであつた。此の如くビスマルクは國家の性質及び權能に關する普魯士式の觀念をば、常に獨逸ばかり

りでなく、廣く歐洲に傳播した。隨て歐羅巴の人民は最早相互に共通なる條約上の義務に依て結合せらるゝことなくして、一向に自家の利益のみを追求する猜忌深き國民的國家の聚團に分裂して了つた。公共の權利を保持する協調の思想は、武裝的平和の思想に壓倒せられて了つたのである。

## 三

然しビスマルクが宰相の地位に在つた限り歐羅巴は平和であつた。何となれば、彼の政略の重なる目的は、新獨逸帝國をして休養せしめ強固ならしめむが爲、現狀を維持する事に在つたからである。所が此の如き事態は何時までも續くことが出来なかつた。普魯士の全然利己的なる國民的慾心に支配されたる新獨逸帝國が、早晩其隣國の利害と相容れない野望を起すに至ることは、避く可らざる勢であつた。夫れから此の如き場合に際し、普國化したる獨逸が其隣

強と交渉せむとするに方つて、折衝や正理や法律やに依らずして、自家傳來の主義から、其の國民的死活問題をば武力を用ひて解決せむと努む可きことは、是れ亦必至の勢であつた。

果然事は此通りに成行いたのである。新皇帝は眞個普魯士魂の權化で、彼が始めた「新行程」の重なる目的とする所は、其の隣強よりも偉大で富裕で且強力なる獨逸國の建設に在つた。歐洲の覇權を獨逸は既に獲たのである。次に目的としたのは世界的覇權であつた。爾して此世界的覇權を獲むが爲用ひた手段は、實に之に依て過去に於ける有ゆる普國の勝利が獲得せられたる武備と云ふ手段であつた。仍で一八九〇年代に於ける海軍擴張の大運動、夫れから一八九八年と一九〇〇年との法律の結果着手せられた大仕掛なる造艦計畫が實行せられたのである。然し此自己中心の國民主義は、武備と外交とに限られずして、國民生活の各方に浸潤した

有ゆる獨逸人は専ら獨逸主義の勝利の爲に活働し思考するやうに教へられた。此獨逸主義は一八七九年の關稅改革後發生した新しい産業的乃至財政的獨逸をも征服したのである。産業は軍隊に劣らない程に、國家的思想の犠牲に供せられた。柔順なる獨逸人は産業の急激なる改造を可能ならしめ、而して國家の援助と國家の監督に依つて此の如く組織されたる帝國の莫大な經濟的資源は、主として其隣國との商工業戰爭の爲に利用せられた。斯くて通商は當事者相互の利益交換なりとの考は、獨逸に於ては跡を絶つに至つたが、是れは決して商買取引に於て全利益を壟斷しやうと云ふ幼稚な希望に因つたものではなくして、對手國の産業を滅却せしめて以て獨逸の權力と威嚴とを加へやうと云ふ愛國的動機に出づるのである。本國內の商業競争が協議の上廢止せられたのは、政府の援助を藉りて一層激烈なる競争を外國に向て試みたが爲

であつた。斯くて武斷主義なる普魯士の農民黨と工業界の巨頭連との同盟は出來たのであるが此同盟は關稅改革に依て共通の利益を享受したからであつた。所が獨逸の貿易をば、長期の信用貸と血の出る如き廉賣と政府の補助金との人爲的手段に依て海外市場に保持しやうとする苦境が漸く重なるに隨て、戰爭して勝ちさへすれば此苦みは充分償ふて餘りあるであらうと一般に信せらるゝに至つた。何となれば、戰勝の獨逸は食料や原料品の産出する地方を獲得することが出来、且戰敗諸國に命じて獨逸の製造家の爲に特待的條約を結ばしめ、かくて獨逸をして單に世界の政治的中心たるのみならず、又經濟的中心たらしむるを得るからである。

## 四

此の如き國民的主我主義、殊に獨逸海軍の擴張は自から獨逸の隣國に恐慌を與へ、結局、英、佛、露は自衛の爲、漸次接近するに至つた。獨

のは隆盛に赴く國家は常に衰頹しつゝある國家から、其人民或は領土を略奪するのであるが、其れも征服された人民の利益とか又は人道の爲とか云ふことではなくして、其等の人民或は資源に武力的組織を與へて、征服國が其隣國に對して新たに戰爭する場合に利用する爲である。此の如き見解は全然民治國の主義とは相容れない、試みに其眼を「國家」から人民に轉せよ、爾して此世界をば獨逸、佛蘭西、露西亞、大英國、亞米利加其他の名稱を附けたる無數の國家から組織せられたものではなくして、只だ人間と云ふ大家族から成立つたものとして考へて見よ、以上の如き掠奪的幻想は忽ち消散するであらう。然り、世界は國家の集團ではなくして、人民から組織せられたものである。隨て世界の問題は如何にして國家と國家との間に於ける異議を協調す可きかと云ふことではなくして、如何にして各個人は自身の爲に最善にして隣人の爲にも

逸は所謂「協商」の成立を以て、獨逸を非友誼的に「包圍」するものなり、隆運に向へる國家を抑壓せむとする意地悪き嫉妬的企圖なりと看做したが、普魯士化したる國民が此の如き見解を採ること、固より其所である。全然自分の種族自分の國家の事のみを没頭して居る彼等獨逸人は凡ての國家は他の國民を併呑し征服して進む可く、隨て國家の進運に連れて膨脹する「權利」があるのみならず、又他の國家が其版圖を増加したときは毎時賠償を得る權利ありと云ふ一種の思想に對して、何等の不自然だも發見しないのである。爾して此普魯士的政治哲學の流行する他の國でも亦、以上の思想を以て自然と認め、武力の強い國家の要求に抵抗することは、兎に角自然の成長に對する不道徳なる干渉であると云ふ獨逸の説に一致するに至つた。此「生物學的」見解は必然、世界は永久動亂の巷であらねばならぬと云ふ結論を生むことになる、と云ふ

最善なることを得べき自由と機會とを與へらる可きかと云ふに在る。それで一國の政策の目的は國家の膨脹ではなくして人民の福祉であると云ふ事、各國民は他の國民の權利を尊敬する限りに於て自由に自家の文化と思想とを發展せしむる權利があると云ふ事、諸殖民地は其目的に就て賛成する場合にのみ隨意に母國を援助す可き未製品の新國民であると云ふ事、各屬邦は本國の經濟的乃至軍事的目的の爲利用せらるゝ程に機械視す可らずして、未開の人類は漸次自から治むるやう撫育す可きものなる事、世界各國の眞個の目的は競争若くは征服に非ずして、此大家族の各員が平等の權利と均等の機會を有し得るやう友誼的協同に在ると云ふ事、世界の法律は武力に非ずして眞理と正義とに在らねばならぬ事、——凡て是等の見解はアングロ・サクソンの國々に於てすら未だ充分に主張されて居ないのであるから、勿論普魯士的の頭惱には決し

て了解せられて居ないのである。

仍で獨逸の支配者側では、彼等の海軍擴張と事を好む流の政策とが、豫ねて彼等が其間の離間に腐心して居た各隣強をして一層接近せしむるに至つたことを發見したので、多々益、軍備を擴張するてふ普魯士一流の方法に依頼することになつた。獨逸は即ち會商の方法を拒絶したのである。是れは正義を基礎として國際問題を協定せむが爲召集されたる會議では、到底獨逸の支配者等が慾望して居るやうな獨逸の膨脹或は優越を興へないことを熟知して居たからである。其れに會商と云ふことは、獨逸の支配者側の國際關係に就ての全體の思想とは相容れないものであつたのであるが、アルゼチラス會議で獨逸の欲する所を獲なかつた失敗は益、彼等の信念を強からしめた。其れ以來、殊に伯林條約の破棄に依て惹起されたボスニア・ヘルチェゴビナ事件に於て、彼等は斷々乎として獨逸が重

大の關係を有する歐羅巴の問題に就て隣強と會商することを拒絶した。彼等は又軍備の制限を拒絶した。何となれば、是れ彼等が其目的を達する爲の唯一の方法として信賴して居る所のものを奪うからである。英國が軍備に就て提議を爲した度毎に、實際獨逸は軍備擴張を以て之に報うたのである。結局彼等は普魯士外交の奥の手たる脅嚇手段を絶へず用ひた。過去十年間の外交史の鍵はモロッコやボスニアに關する實際的折衝に存せずして、實に一九〇五年、一九〇九年、一九一一年、一九一四年の各最後通牒内に發見せらるゝのである。總て獨逸の是等の行動はわざと悪意を以て行つた譯ではなくして、全然民族的國家の利益に傾倒して、武力を以て人間社會の最大主義とする誤つたる政治哲學が産み出したる冷酷なる結果に外ならない。

五

左はあれ、以上の事だけなれば、一九一四年に

於ける開戦は或は避けられたであらう。所が遂々大事を惹起すに至つたのは、畢竟埃匈國の必要に出でたのである。ピスマークが埃匈國と同盟を結むだ基礎は、普魯士と他の獨逸の國王及び君公とを同盟させた同一筆法であつた。兩國の同盟は即ち各自の專制權を保持せむが爲、獨逸と埃匈國の獨裁君主間に於ける同盟であつたのである。然も近年になつてから、西南歐羅巴の諸民族は急速なる進展を遂げて、各自の自由や統一に對する必要を益、自覺し來つたのである。此の運動は明かに是等民族の支配者の專制權を脅かすものであるので、彼等は絶へず之を抑壓し來つた。然るに巴爾幹の諸國民が漸次土耳其の支配から解放された事、わけて一九一二年の自由戦争が演劇的に成功した事は、一層危機を早めたのである。何とか斷乎たる處置が採られないと、此國民主義的運動が埃匈國に彌蔓す可きことは明白であつた。セルビヤ・クロ

イツ民族は常にマジヤール族の壓制から免れむ事及び久しく拒絶せられ來つた埃匈國內に於ける自治を要求したのみならず、彼等の受けて居つた待遇に慍らずして、國外の同胞たるセルビア人との合同に向つて益、強く引き寄せられつゝあつたのである。セルビヤ・クロイツ族ほどではなかつたけれど、ルーマニア人、波蘭人、ルート人其他の民族も同一の運動を企てた。凡て是等の運動の背後には獨逸民族及びマジヤール民族の權力が此上スラヴの世界に發展することを防遏する事及び民族解放の主義に忠實であつた露國が控へて居たのである。

ハプスブルグ王國內に於ける各民族自治要求の問題が、暗殺されたフランツ・フェルディナンド大公が存命して居つて平和的に解決せられたであらうか何うかと云ふことは、詮索するだけ野暮である。所が實際の成行は恚うであつた。即ち獨、埃兩國の獨裁的政治家等は其普魯士主

義から擲出して、此問題に對する満足なる解決方法は、戦争若くは外交に依て、北海からボスフォラスに亘る支配者は即ち中歐の二帝國であるから、獨逸の意志に抵抗することは無用の業であると云ふことを證明せむと決心したのである。然し物事は獨逸側の思ふ通りにばかりは進行しないので、恐ろしく過重なる軍備擴張の負擔に反對する叛亂と塊匈國內に於ける國民主義の蔓延とに由つて、彼等の獨裁權は漸く脅されむとした。所が此危機に瀕して、又も彼等は非常に好都合なる境界に立つたのである。彼等は獨逸民族及びマジヤール民族の外交政策と陸軍を動かしたばかりでなく、他に三千万人以上の民族の外交と陸軍とを支配し得たのであつた。徴兵と獨裁政治とを結合したる制度に依て、彼等は戦争の目的に向つて一億二千万人を含むた兩帝國の強大なる力を利用し得たのである。其上萬事が彼等の成功を示して居た。獨、塊は其

隣強に比べて遙によく戦備が整つて居た。のみならず、若し戦争が破裂したとしても、英國は愛蘭問題の爲内亂が起らむとして居るので、俄かに起つ能はず、彼等に取つては實に千載一遇の好機會であつたのである。仍で一九一四年七月の政策が用ひられた。セルビアに發した最後通牒は、例の鐵拳外交に依て巧く巴爾幹を其配下に取込むか、然らずむば戦争に打勝つて歐洲及び多くの殖民地の主人たるかの飛車取り玉手であつたのである。此の對セルビア通牒が遂に歐洲を擧げて戦亂の渦中に捲き込むで了つた。

### 中 平和の必要條件

#### 六

聯合國が何故讓歩を拒絶して獨逸側の最後通牒に屈服するよりも寧ろ開戦を擇むたかと云ふことは、茲に論ずるを要しない。歐羅巴は實に奴隷となるか自由となるかの破目に立つたのである。

る。歐羅巴の人民は互に他の權利を尊敬する限りに於て自由に自家の政略を行はねばならぬ。然らずむば、彼等是一個超越したる國家から命令を仰がねばならなかつた。軍備を殆ど極度まで擴張して、獨逸の意の儘に歐洲の問題を解決しやうと云ふのが、實に伯林の政策であつた。國運を賭して此の如き解決法に抵抗すると云ふのが聯合諸國の決意であつた。其れであるから今度の戦争を誘つた最大主義たる此の根本問題が決定せらるゝ迄、平和は回復しない。双方の主張の間に歩み寄りとは云ふことはあられない。或る人々が考ふるやうに、是等の正反對なる理想に執着して居る國民の間に平和を結ぶことは不可能である。歐羅巴が自由主義で進むか、或は拒絶の結果を恐れてあめく獨逸の意志に屈服するの餘儀なきに至るか、當初の問題が、結局何れか一方に決まるまで、平和は到來せぬであらう。獨逸が其理想を放棄しないことは、ヘドマン。

ホルウエツヒが過る四月六日帝國議會に試みた演説に徴しても充分明白である。大宰相は今回の戦争に於ける獨逸の目的は「何者も今後復たび我國の滅亡を企つること能はざる程に、又世界をして吾々獨逸人が自由に其平和的氣力を發揮し得る權利を承認せしむる程に、爾かく強固に結合せられ、爾かく強固に保護せられたる獨逸の建設に在る。吾々は決して他の諸國民の滅亡を圖るものではない。吾々の努むる所は今日其基礎が震撼せられて居る歐羅巴大陸の永久の救濟である。」と述べ、尙ほ「若し其等諸強(露西亞、佛蘭西、大英國)が吾人に反對して同盟を爲さず、併かも時勢後れの事を企てなかつたならば、歐羅巴の平和は漸次其の靜穩なる發展に依て確立せられたであらう。是の如きが即ち戦前に於ける獨逸の政策の目的であつた。吾々は吾々の求むる所のものを平和的に得ることが出來たのである。所が敵方は戦争を選擇したので

ある」云々。

七

是等の目的を達せむが爲、大宰相は豫ねて獨逸を擧げて話題となつて居た中歐同盟を實際に成立せしめむと提議した。此計畫に據ると、白耳義の充分なる獨立が回復せられたとしても——大宰相は此事を提議しては居ないけれど——獨逸は尙其國境を遙か東歐に擴張しドゥィナ河から佛、白國境、北海から波斯灣に亘る全領土を支配するであらう。中央歐羅巴は即ち擴張せられた獨逸の獨裁君主連と、匈牙利のマジャール族と、勃牙利の専制君主と、青年土耳其黨との間に成立つ同盟の謂である。此同盟の基礎は是等特權階級をして彼等の權力を保持せしめ、後年復たび他國の領土を侵略せむが爲、民衆政治的進展を阻害せしむる外交的、軍事的、經濟的約束に在る。此領域内に生活する總計一億五千萬の人民はかくて普魯士式に組織せらるゝで

は、全然彼の誠意を披瀝したものである。所が唯だ困るのは、彼が他の有ゆる普魯士人と均しく、獨逸は其隣邦をして、獨逸の意志に服従せしむ可く最後の手段に訴へて始めて目的を達することが出来ること信じて居る事である。平等は普魯士の政治哲學に取て禁物である。獨逸は他の國民を不自由ならしめて始めて自由であらう。彼は此の軍事的優越權を一九一四年に確立しやうと企てたけれど失敗したので、今現に彼の欲する平和を確保せむが爲、戰闘して居る次第である。所が彼の平和と云ふのは、中歐の軍事的乃至經濟的資源が彼の一般的命令と支配の下に組織せられた曉には、其の如何なる隣強と雖、彼が一度戰爭を以て脅かせば、彼の意に忤ふことを得ざる程、獨逸の地位を強固ならしめて、彼の所謂「自由」"freedom" を獲得す可き底の平和である。此の如くして獨逸は大宰相が演説したる平和と「救済」とを歐羅巴に與ること

あらう。是等の人民は強制徴兵に據て各自の土地に釘着けにせらる可く、警察は叛亂を取締る可く、大學以下の各學校や、新聞檢閲局は輿論を牽制するであらう。人民の經濟的資源は國家の大官連と密接の關係ある少數の巨頭株に依て利用せられ支配せられ、斯くて廣大なる全體の領土は少數専制政治家の意の儘に、戰爭目的の爲、軍國主義的に組織せらるゝであらう。普魯士及び其獨裁主義的同盟國が此舉に出づること請合である。軍隊に編成され隨て服従に慣れたる人民に對立して出來た此支配者階級の同盟は取りも直さず、ビスマークが普魯士的獨逸を造つた方法である。彼の相續者等は、其平生の主義から中歐同盟を造るに、彼と同一方法を用ひるに至つたのである。

獨逸の大宰相は決して巧言他を欺く人ではない。彼が獨逸の欲する所のものは、平和と其平和的氣力を發揮する自由とであると公言したのが出来るであらう。獨逸人から觀れば、若し佛と露が一九〇五年一九〇九年同様戰爭の脅しに恐れて屈服したならば、又協商側が一九一四年に於ても戰爭の脅かしの下に而かも會商に依らずして、巴爾幹の權力を獨逸人マジャール人に許したならば、世界の爲遙かに幸福であつたであらうと云ふ。今二三度此種の脅かしを行つて伯林政府の劔の音に恐ぢて、隣邦が其都度屈服すれば、結局歐洲平和は既定の事實となつて、其れが却つて歐洲の幸福であるとは、獨逸人の所信であるが、此の如き平和は畢竟死の平和に過ぎない。一度之を味つた者の忘るゝ能はざる自由と云ふことを全然無視して、獨逸人が「敵方は戰爭を選むだ」と宣言したる理由は、即ち以上に在るのである。

八

獨逸が大宰相の提議したる中歐同盟の條件を棄てざる限り、平和の到來せぬことは明白であ



る。是等の條件が存する限り、獨逸が後年復た  
び、一九〇五年と同九年とに成功し、一九一一年  
に失敗し、一九一四年には遂に戦争を誘起した  
如く、戦争の脅嚇に依て堪ゆ可らざる命令を諸  
國に下すことは必然である。中歐同盟は即ち歐  
洲が獨逸の命令に服従して其自由を失ふか、然  
らずむば之に抵抗せむが爲一九一四年七月現在  
以上の軍備を維持するかを意味する。民治國の  
平和的外交に反對して普魯士流の武斷外交の勝  
利を意味する。故に平和の主要條件は、獨逸を  
して今後歐洲に命令するの夢想を放棄せしめ、  
以てアスキースが獨宰相の演説に報ひて云へる  
有ゆる文明國の平等權を基礎としたる國際制度  
を可能ならしむるやう獨逸をして隣強と平等の  
地位を承認せざるを得ざるが如き境遇に置かし  
むる事である。こは決して武力に依て獨逸の分  
裂と其政治組織の變更を強ゆるものではない。  
要は伯林の政治的乃至軍事的支配から非獨逸國

民を解放するに在るのである。獨逸の官邊も其  
マジャールの同類も、充分成功の好機會に就て信  
じなかつたならば、決して歐洲の自由を奪はむ  
との舉に出でなかつたであらう。爾して彼等三  
千萬以上の非獨逸族非マジャール族の軍隊と國  
力を充分左右し得なかつたならば、成功の機  
會を得なかつたであらう。普魯士が征服を企て  
た原因と、今回の戦争の最大悲劇とは、是等の三  
千萬人以上のものが強制徴兵制度に組織せられ  
て、他の國民ばかりか、一層確實に自分等の身  
上に、普魯士式桎梏を置かむが爲突進したるこ  
とに於て發見せらるゝのである。其れ故聯合側  
の平和條件の中最も缺く可らざる事は、單に三  
千萬人と云はず、實に其倍數に上ぼる非獨逸民  
族を獨逸の軍事的及び外交的配下に置かむとす  
る中歐同盟の破壊ばかりでなく、戦前に於て伯  
林政府から表面上ではなかつたけれど、實際上  
奴隸にせられて居た是等の人民の解放である。

如何にして此目的が達せらる可きかは、茲に豫  
言す可き限りでない。又精細なる領土的決定を  
茲に討究するの必要をも認めない。是等の詳細  
に至つては非常に複雑して居る。前記の地方に  
於ては、不幸にして民族主義と云ふことが、充  
分なる自由の精神と云ふことよりも有力であつ  
て是れぞ即ち普魯士が其後援として依頼した所  
のものである。故に是等の地方に於ては、人種  
的の寛容と云ふことは、永久の平和に取つて獨  
逸本國內に於ける軍國主義の顛覆にも譲らざる  
程に大切である。而して最も肝要なるは、是等  
の民族が獨逸の配下に屬せずして、自分で自分  
の將來を定めねばならぬことである。(以下續出)

### 歐洲戦争と米國の 貿易状態 (下)

堀江 歸一

#### 四

米國多數人士の間には、英國をして獨逸の貿  
易に對して自由の行動を取らしむるを可なりと  
するの意見行はれたり。蓋し彼等は英國をして  
獨逸に武力を以てするの外、經濟上の壓迫を加  
へしむるときは、假令ひと時中立國の利益を傷  
くることありとするも、戦局の收拾を速にし、  
中立國に利益を及ぼすに至ることを信じたれば  
なり。現に千九百十五年三月英國が獨逸貿易に  
嚴酷なる制限を加ふるや、同月二日の紐育「ジ  
ョーナル・オブ・コムマース」は其社説に於て、  
左の如き議論を公にしたり。